

# これからの公民館のあり方

『協育』ネットワークの  
キーステーションとして

平成 19 年 3 月

大分県公民館連合会

# 公民館のあゆみ

## 公民館の起こり

文部省(当時)が、戦後の日本を再建(民主主義の基盤づくり)するために、教職員、地域の社会教育団体の代表者等からなる社会教育委員の活動の場とし、教養教育を行うための施設と事業が一体化した「公民館」を提案し、全国的に公民館設置の機運と公民館運動が始まった。



## 社会教育法 (抜粋) ～公民館設置の根拠～ 昭和24年(1949)施行

### 第5章 公民館

#### (目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (公民館の設置者)

- 第21条 公民館は、市町村が設置する。
- 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもって民法第三十四条の規定により設立する法人でなければ設置することができない。
  - 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

#### (公民館の事業)

- 第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものはこの限りではない。
- 定期講座を開設すること。
  - 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
  - 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
  - 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
  - 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
  - その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

#### (公民館の運営方針)

- 第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。
- もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  - 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
  - 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

#### (公民館の職員)

- 第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。
- 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
  - 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

#### (公民館運営審議会)

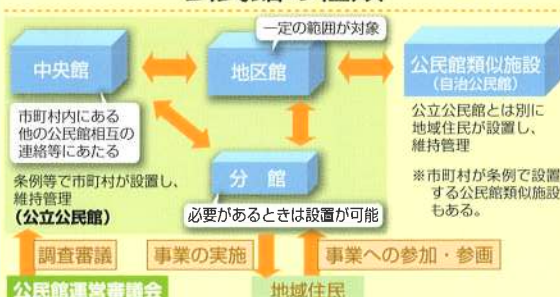
- 第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。
- 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

- 第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。
- 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### (公民館類似施設)

- 第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

### 公民館の種類



## 「公民館の設置及び運営に関する基準」の改正 (抜粋)

平成 15 年 6 月 6 日施行

### (地域の学習拠点としての機能の発揮)

第3条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPOその他民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

### (地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮)

第4条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。



### (奉仕活動・体験活動の推進)

第5条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

### (学校、家庭及び地域社会との連携等)

第6条 公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。

3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

## 「教育基本法」の改正 (抜粋)

平成 18 年 12 月 22 日公布施行

### (生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

### (家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### (社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

### (学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

# これまでの活動の蓄積の上に

～家庭・学校・地域社会間のネットワーク網の構築とコーディネート機能の発揮～

## 地域の学習拠点として



(活動例)

- 住民が直接ふれあう多くの機会の設定
- 各種機関・団体、関係行政機関等と連携した学習機会の提供
- インターネット等を活用した学習情報の提供
- 地域の情報センターとしての機能の充実 等

## 家庭教育支援の拠点として



(活動例)

- 「子育て講座」、子育て支援についての研修会の実施
- 育児サークル、育児支援のネットワーク化
- 子育てに関する学習機会等の情報収集と周知
- 学校や福祉部局等と連携した学習機会の提供 等

## 奉仕活動・体験活動の推進拠点として



(活動例)

- 世代間の交流、地域の伝統行事や文化の伝承
- 小・中学生の合宿体験、職場体験、スポーツ少年団等の集団活動の実施
- 地域の自然をフィールドとした体験活動の実施
- 親子、子どもと地域の人と一緒に参加できるボランティア活動の実施 等

## 家庭・学校・地域社会の連携の拠点として



(活動例)

- 各学校との日常的な協力体制の構築
- 地域全体で取り組む防犯パトロールの実施
- 人材活用の促進（人材バンクの充実と域内の他のコーディネーターとの連携）
- 教職員、保護者、企業、自治会、行政関係者等との定期的な座談会の実施 等

## 県内の具体的な活動例

市内小中学校 88 校に位置付けている「生涯学習推進担当教諭」と「13 地区公民館の社会教育主事・指導主事」が定期的に連絡会を開催し、連携のあり方を協議したり、情報交換を行うことで学校教育と社会教育の効果的な融合をめざしている。（各地区公民館：大分市）

地域の振興協議会で自主防犯パトロール隊を結成し、公民館がその事務局を担当している。特に登下校時の児童生徒の見守りと挨拶運動を行い、世代間交流を推進している。また、不審者の情報などは学校や警察と連携し、2ヶ月に1度情報交換会を行っている。（高瀬公民館：日田市）

### 地域子ども教室「がらくたじゅうく学楽多塾」

週末、放課後に学校や公民館で、創作体験・食文化・頭脳向上・自然体験といったさまざまな体験活動や教室が開かれている。挟間地域内の200名を超える子どもたちが塾生として登録しており、いきいきと活動している。（挟間公民館：由布市）

### トトロの森の夏休み

山香地域在住の幼稚園および小学生 130 名の子ども達の長期休業中における子育て支援および地域との交流促進、異年齢交流などを目的に事業を実施。学習指導や見守りに数多く地域ボランティアが参加。また毎日朝から夕方まで実施することにより、保育と教育とが融合したレベルの高い子育て支援を提供する。（杵築市山香中央公民館：杵築市）

# 「これからの公民館に求められる役割」体系図

## 社会を取り巻く課題

- 家庭**→伝統的家族像の喪失  
親（保護者）の価値観の変化 等
- 学校**→学力向上  
開かれた学校づくり  
児童・生徒の安全確保  
子どもの体験活動の不足 等
- 地域社会**→利己主義の浸透  
異年齢活動の衰退  
団塊の世代の大量退職 等

## 市町村合併後の公民館の役割

広域化した市における地域づくりには住民の積極的な参加が必要であり、行政の課題を住民とともに解決する拠点として、住民の地域参加の促進を図る拠点として公民館の果たす役割は今まで以上に重要となる。



## ～「協育」とは～

家庭、学校、地域社会が連携し、大分県の地域性を生かし、地域の実態に即したネットワークをつくり、このネットワークをとおして、それぞれの教育機能を補充・融合し、協働して子どもを育てていくこと。



## 人材バンク

～人脈を通じた発掘・登録・紹介～

- 自治会、老人クラブ、商工会等の各種団体
- 各種団体活動、グループ、公民館講座生
- 特技を持った人、子育ての応援をしてくれる人等
- 総合的な学習の時間への指導者
- 教科指導へのサポーター
- キャリア教育受け入れ企業
- 部活動指導者 等



## 首長部局

- 福祉担当課
- 男女共同参画担当課
- 環境保全担当課
- 子育て支援担当課

相談・情報提供

## 市町村教育委員会

研修、相談、情報提供

## 県教育委員会

連携

## 大分県公民館連合会

## 青少年教育関係者

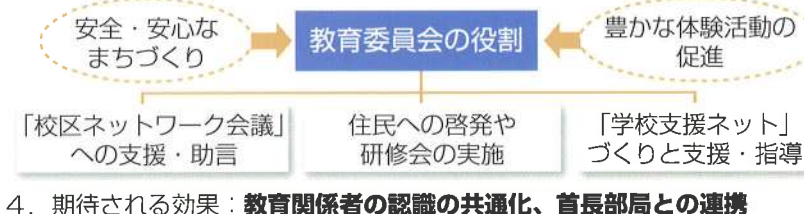
- PTA、学校関係者
- 社会教育関係者
- 福祉関係者
- 青少年教育関係者



## 市町村

### 《地域協育プロジェクト会議》

1. 内容：市町村全域を対象とした市町村としての方針・方策を協議をする。
2. 構成：社会教育、学校教育、首長部局の関係部署、地域の関係者等
3. コーディネーター：「地域協育コーディネーター」の配置



4. 期待される効果：教育関係者の認識の共通化、首長部局との連携

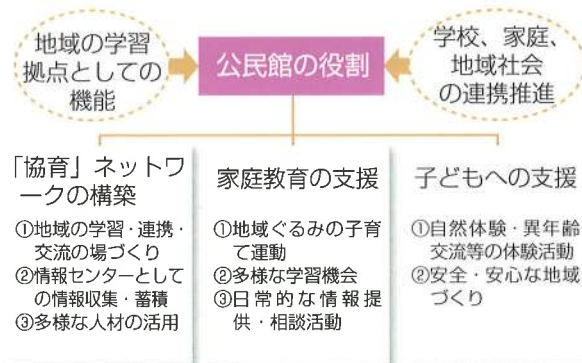
支援

支援

## 一定エリア

### 《校区ネットワーク会議》

1. 内容：中学校区程度の一定エリア内の教育課題を解決するための日常的な取組を行う。
2. 構成：エリア内の学校、自治会、商工会、PTA、青少年団体関係者等
3. コーディネーター：「校区コーディネーター」の配置



4. 期待される効果：学校との日常的な協力体制の構築、子育てやまちづくりの拠点としての機能の充実

支援

## 学校

### 《学校支援ネット》

1. 内容：親（保護者）や地域住民による日常的な学校支援を行う。
2. 構成：PTAの専門部会への位置づけ、地域有志による組織化等
3. コーディネーター：「学校支援ネットリーダー」の配置  
※学校の地域協育推進担当者（教員）との連携



4. 期待される効果：地域の教育力の効果的・効率的活用  
→ 児童生徒に関わる時間の確保

## 意義

### 今の課題への対応

- ★子どもの体験活動の促進
- ★安全・安心な地域づくり
- ★豊かな学校教育活動への支援

### 新たな課題への対応

- ★改正教育基本法への対応  
(学校、家庭、地域社会の相互連携・協力)
- ★団塊の世代の地域貢献 等

### 大人社会の再構築

- ★生きがいづくり
- ★地域づくりへの参画  
↓  
生涯学習社会の形成

# 大分県公民館連合会の歴史

大分県公民館連合会は、昭和41年に旧大分県公民館連絡協議会の名称及び会則を改めて設立された。

## 公民館組織が出来るまでの県・全国の動き

県

- ※昭和21年11月大分郡賀来村に県下初の公民館設置
- ・公民館とは「機能」か「館」かの論議～28年頃まで
- ・「青空公民館」と「館公民館」時代
- ・行政主導の公民館と民意の集まりの公民館の始まり
- ・「公民館設置」の機運が高まる（昭和23年頃から）

国

- 昭和21年7月1日
- ・文部省「公民館の設置運営要綱」
- ※全国的に郡市公民館連絡協議会の設立が進む
- 昭和24年6月社会教育法の公布

## 大分県公民館連合会のあゆみ

## 全国公民館連合会関係のあゆみ

昭和25年11月	大分県公民館連絡協議会結成 ・大分県公民館連絡協議会結成大会が大分市で開催 ・初代会長に阿部耘平氏（別府市）就任 ・事務局を別府市に置く（当時の公民館数126館）	○昭和25年6月 戦後初の全国公民館職員講習会開催（全国組織結成の提案） ○昭和25年12月 九州公民館連絡協議会結成
昭和25年12月	九州公民館連絡協議会に加入	
昭和26年3月	第1回大分県公民館大会開催	○昭和26年3月 全国公民館連絡協議会結成
昭和26年11月	全国公民館連絡協議会に加入	
昭和29年6月	大分県公民館主事会の結成	
昭和31年4月	現6教育事務所体制発足に伴い、教育事務所が中心となり、地区公民館連絡協議会を発足させた。	○昭和29年頃 公民館は「館」という事の確認
昭和32年5月	第6回全国公民館大会を別府市で開催	
昭和34年7月	県公連発足十周年記念大会開催 「大分県公民館の歌」発表	○昭和34年12月 「公民館の設置及び運営に関する基準」
昭和38年	事務局を県社会教育課に置く	
昭和41年	事務局を湯布院町に置く	○昭和40年2月 「全国公民館連絡協議会」を 「社団法人全国公民館連合会」に改称
昭和41年	「大分県公民館連合会」と名称を改める（期日は不詳）	○昭和44年12月 公民館振興市町村長連盟の創立発足
昭和45年	「市町村から県公連へ負担金2万円を出す」ことを決定 16市、47町村各2万円 計126万円	○昭和53年から全国公民館大会を2分する ①全国公民館研究集会 ②全国公民館振興大会（平成9年度で終了）
昭和45年5月	大分県公民館主事会の解散	
昭和46年～（現在）	事務局を県社会教育課（現生涯学習課）に置く	○平成15年6月「公民館設置及び運営に関する基準」改正
昭和46年	県公連に館長部会・主事部会の設置	
昭和50年7月	大幅会則改正 ・県公連規約に地区公民館連合会を位置づける	
昭和55年5月	大幅会則改正 ・地区公民館連合会会則に関する項の削除等	
平成17年7月	平成18年以降の県公連会費「新しい会費」案を承認	

☆参考資料……「大分県公民館のあしあと」「県公連総会資料」「全公連25年史」「全公連50年史」  
その他関係者からの聞き取りによる

## 大分県内の公民館 （平成18年4月現在）

館数：本館167（中央館15、地区館152）

分館80 計247館

職員数（兼任・非常勤含む）：574名

（館長238、公民館主事154、その他の職員182）

※条例設置のみ、自治館を除く

編集・発行 大分県公民館連合会  
協力 公民館振興市町村長連盟大分県支部  
大分県教育庁生涯学習課

〒870-8503  
大分県大分市府内町3-10-1  
大分県教育庁生涯学習課内

TEL 097-506-5526  
FAX 097-506-1798

